

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年2月1日
事業者の氏名又は名称	有限会社徳陸(法人番号6480002011628)(代表者 坂野匡)
事業者の所在地	徳島県板野郡藍住町東中富字西傍示30-3
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県板野郡藍住町東中富字西傍示30-3
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法条9第1項、第17条第1項、第4項
違反行為の概要	<p>平成30年10月16日、10月25日、11月15日、労働局と合同で監査を実施したところ、5件の違反が確認された。</p> <p>(1)自動車車庫の位置及び収容能力に係る事業計画変更認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転並びに休日労働の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の休日労働の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(4)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(5)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p>
当該違反点数(営業所)	8点
違反点数(事業者)	8点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年2月1日
事業者の氏名又は名称	田中運輸有限会社(法人番号6500002022886)(代表者 田中徳雄)
事業者の所在地	愛媛県宇和島市祝森甲2967-4
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県宇和島市祝森甲2967-4
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項
違反行為の概要	<p>平成30年7月10日、8月9日に労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、12件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項) (2)運転者に対する点呼の実施結果の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第5項) (3)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条) (4)運行記録計による記録の保存が確実になされていなかったこと(安全規則第9条) (5)運転者台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項) (6)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項) (7)新たに雇い入れした運転者及び高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(安全規則第10条第2項) (8)新たに雇い入れした運転者及び高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項) (9)整備管理者の変更の届け出をしていなかったこと(道路運送車両法第52条) (10)整備管理者に対して、法令で定められた研修を受講させていなかったこと(安全規則第15条) (11)運行管理者に対して、法令で定められた講習を受講させていなかったこと(安全規則第23条第1項) (12)事業報告書及び事業実績報告書の提出をしていなかったこと(貨物自動車運送事業法第60条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	8点
違反点数(事業者)	8点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年2月8日
事業者の氏名又は名称	システムトランスポート有限会社(法人番号8490002007409)(代表者 山脇孝一)
事業者の所在地	高知県高知市棧橋通5丁目4-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県高知市棧橋通5丁目4-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項
違反行為の概要	<p>平成30年5月21日、労働局と合同で監査を実施したところ、7件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(4)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(5)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(6)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(7)運行管理者に対して、法令で定められた講習を受講させていなかったこと(安全規則第23条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	5点
違反点数(事業者)	5点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年2月12日
事業者の氏名又は名称	有限会社弘田鉄建(法人番号3490002004385)(代表者 弘田澄雄)
事業者の所在地	高知県高知市朝倉南町8-23
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県高知市朝倉南町8-23
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項
違反行為の概要	<p>平成31年1月18日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、5件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(3)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(4)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(5)新たに雇い入れした運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年2月14日
事業者の氏名又は名称	ミツワ運送株式会社(法人番号5480001002463)(代表者 犬伏正明)
事業者の所在地	徳島県徳島市春日1-3-23
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県徳島市春日1-3-23
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	<p>平成30年11月27日、重傷事故を端緒として監査を実施したところ、5件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (3)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項) (4)事故を引き起こした運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(安全規則第10条第2項) (5)事故を引き起こした運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年2月15日
事業者の氏名又は名称	淡路共正陸運株式会社(法人番号1140001084556)(代表者 尾上昌史)
事業者の所在地	兵庫県洲本市納319
営業所の名称	香川営業所
営業所の所在地	香川県坂出市西大浜北4丁目39-5
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項
違反行為の概要	<p>平成31年1月18日、労働局と合同で監査を実施したところ、1件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、連続運転時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。